

第 1 編 総則

第 1 編 総則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、長門市防災会議が作成する計画であって、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）及び市民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民が有する全機能を発揮して長門市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画に基づき、長門市の地域における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。したがって、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画及び山口県地域防災計画に抵触するものではない。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを補完し修正する。
- 3 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、防災関係機関は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対しこの計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努めるものとする。
- 4 計画の具体的実施にあたっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努めるものとする。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| (1) 災対法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| (3) 激甚法 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号） |
| (4) 県 | 山口県 |
| (5) 市 | 長門市 |
| (6) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 | 災対法第2条第3号～第6号の規定によるそれぞれの機関 |
| (7) 県防災計画 | 山口県地域防災計画 |
| (8) 市防災計画 | 長門市地域防災計画 |
| (9) 防災業務計画 | 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災基本計画に基づき作成する防災に関する計画 |

第 3 節 計画の前提となる災害

- 1 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、地すべり、地震、津波、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、その他の異常な自然現象。

- 2 事故災害 大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、海上災害、航空災害、陸上交通災害、産業災害その他の大規模な人為的事故。

第4節 防災に関する組織及び実施責任

1 長門市防災会議

長門市防災会議は、市長を会長として災対法第16条第6項に規定する機関の長等を委員として組織されるもので、市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進等を行う。

〔資料編〕1-1-2① …長門市防災会議条例

〔資料編〕1-1-2② …長門市防災会議運営要綱

(1) 会長 長門市長

(2) 委員

- 1号 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者（4人以内）
- 2号 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者（4人以内）
- 3号 山口県警察本部の警察官のうちから市長が任命する者（2人以内）
- 4号 市長がその部内の職員のうちから指名する者（2人以内）
- 5号 教育長
- 6号 消防長
- 7号 消防団長
- 8号 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者（10人以内）
- 9号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者（5人以内）

(3) 専門委員

防災に関する専門事項を調査するために専門委員を置くことができる。

(4) 構成

〔資料編〕1-1-2③ …長門市防災会議委員名簿

2 実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 県

県は、市町を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、自ら必要な防災活動を実施するとともに、他の指定行政機関と相互に協力して、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び市民・事業所

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、事業者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には防災活動を実施する。また、市、県その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。地域内の住民は、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

第5節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が防災に関して処理する業務及び市民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

1 市

機 関 の 名 称	連 絡 先	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
長門市 (長門市役所企画 総務部防災危機管 理課)	23-1111	1 長門市防災会議に関すること。 2 住民に対する防災思想の普及啓発及び訓練の実施に関すること。 3 防災に関する物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 4 防災に関する施設又は設備の整備に関すること。 5 市が管理する建築物、土木施設の災害予防に関すること。 6 防災に関する情報通信・伝達体制の整備及び管理運営に関すること。 7 住民への気象情報、災害情報の伝達に関すること。 8 情報の収集及び県、防災関係機関への伝達及び報告に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 11 被災者の救助及び救護措置に関すること。 12 保健衛生、文教、治安対策に関すること。 13 施設設備の応急復旧に関すること。 14 緊急輸送の確保に関すること。 15 関係団体、防災上重要な施設管理者の災害応急対策等の調整に関すること。 16 地域内の公共的団体及び住民等を対象にした自主防災組織の育成指導に関すること。 17 その他災害発生の際の防衛又は拡大の防止のための措置に関すること。 18 災害広報に関すること。 19 ボランティアの活動支援に関すること。 20 義援金品の受入れ・配分に関すること。

2 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	連 絡 先	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中国地方整備局 山口河川国道事務所	0835-22-1785	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関すること。 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関すること。 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関すること。 4 所管事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。 5 災害時における交通確保に関すること。 6 緊急を要すると認められた場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関すること。
仙崎海上保安部	26-0240	1 海難救助、海上における治安維持、海上交通の安全確保に関すること。 2 航路標識の施設の保全に関すること。 3 油流出、危険物排出等海上災害の処理及び指導監督に関すること。 4 船舶、航空機による避難者、救援物資、救援隊、医師、負傷者

		等の輸送の協力に関すること。 5 警報等の伝達、避難の指示及びその誘導に関すること。 6 所管事務に係る災害情報の収集、伝達及び災害広報に関すること。 7 災害応急対策の実施に必要な物資の収用、保管等に関すること。
--	--	--

3 自衛隊

機 関 の 名 称	連 絡 先	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 山口駐屯地（第17普通科連隊） 第13旅団（広島県）	083-922-2281 082-822-3101	1 災害派遣の準備に関すること。 （1）災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集。 （2）災害派遣計画の作成。 （3）防災に関する教育訓練の実施。 2 災害派遣の実施に関すること。 （1）人命・財産の保護のために必要な救援活動の実施。 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与。
海上自衛隊 第31航空群司令部（岩国市） 小月教育航空群司令部 下関基地隊	0827-22-3181 0832-82-1180 0832-86-2323	
航空自衛隊 第12飛行教育団司令（防府市） 航空教育隊（防府市）	0835-22-1950 0835-22-1950	

4 県の機関

機 関 の 名 称	連 絡 先	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
長門警察署	22-0110	1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 避難の指示及び誘導に関すること。 4 緊急交通路の確保に関すること。 5 信号機等交通安全施設の保全に関すること。 6 遺体の検視に関すること。 7 避難住民の救助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序等に関すること。 8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。 9 危険物等の大量流出時における防除活動に関すること。
長門農林水産事務所 （長門市日置上） 農村整備部 （長門市日置上） 下関農林事務所 畜産部 （西部家畜保健衛生所） 森林部 （下関市豊田町殿敷）	37-5600 37-5604 083-766-1018 083-766-1182	1 農林業関係被害状況調査及び取りまとめ並びに応急対策実施に関すること。 2 災害用主食の調達に関すること。 3 農業用施設の水防、応急復旧に関すること。 4 農地・林地及び農業・林業用施設の整備及び災害防止対策に関すること。 5 畜産施設・家畜の管理、防疫に関すること。 6 金融対策に関すること。 7 応急仮設住宅用木材の確保に関すること。
長門土木建築事務所	22-2920	1 公共土木施設関係の被害状況の取りまとめに関すること。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 港湾施設の整備及び災害防止対策に関すること。 4 道路、橋梁、公園、下水道施設等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送道路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の

		連絡調整に関すること。
長門健康福祉センター	22-2811	1 給水の確保、あっせんに関すること。 2 被災地における環境衛生（防疫、ゴミ、がれき処理、清掃）の維持管理に関すること。 3 医療施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 4 被災者の救助、医療救護に関すること。 5 長門市医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関すること。 6 医療に関して市の指導及び応援に関すること。 7 被災者の健康管理、保健相談に関すること。 8 保健、防疫に関して市の指導及び応援に関すること。 9 医薬品及び衛生器材の確保に関すること。 10 毒物、劇薬等の保安対策の指導、応急対策に関すること。 11 一般の被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関すること。 12 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関すること。 13 災害救助法に基づく救助の実施に関すること。 14 市の救助業務の指導及び連絡調整に関すること。 15 救援物資の現地配分、配送に関すること。
長門農林水産事務所	0838-25-3377	1 水産業関係、漁港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 水産関係の金融対策に関すること。 3 災害救助用鮮魚類及び冷蔵食品の確保措置に関すること。 4 漁港関係施設の整備及び災害防止対策に関すること。 5 漁港関係施設の応急復旧に関すること。
山口県教育庁 （教職員課学校管理班）	083-933-4555	1 文教施設の被害状況の取りまとめに関すること。 2 文教施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 被災文教施設の応急復旧に関すること。 4 児童生徒の避難措置、応急救護に関すること。 5 応急教育の実施に関すること。 6 被災児童に対する学用品の供与等援護措置に関すること。 7 被災児童生徒に対する医療、防疫、給食等に関すること。 8 避難所の設営及び避難者の救援活動への協力に関すること。

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	連 絡 先	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西日本旅客鉄道株式会社 （中国統括本部）	082-264-6311	1 列車の運転規制に関すること。 2 旅客の避難、救護に関すること。 3 列車の運行状況、旅客の避難実施状況の広報に関すること。 4 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関すること。 5 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関すること。
中国電力ネットワーク(株) 萩ネットワークセンター	0120-615227	1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。
西日本電信電話(株) 山口支店	083-923-4281	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。

(株) N T T ドコモ中国山口支店	083-901-2101	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
K D D I 株式会社 (中国総支社)		1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
ソフトバンク株式会 社（中国ネットワー ク技術部）		1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
郵便局	通 28-0353 仙崎 26-1400 長門 22-2232 長門深川 22-2053 湯本 25-3056 俵山 29-0240 沢江 43-1130 三隅 43-0735 宗頭 43-1131 黄波戸 37-3200 日置 37-2200 伊上 32-0146 宇津賀 32-0033 掛湧 32-0145 川尻 34-0700 久津 34-1000 油谷 32-1120	1 郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 被災者救援を目的とする寄付金送付のための郵便為替料金の免除に関すること。 4 被災時における為替貯金業務、簡易保険業務等の非常取扱いに関すること。 5 住民の被災状況等の情報提供に関すること。 6 利用者の誘導避難に関すること。
日本赤十字社 山口県支部	0839-22-0102	1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金品の受入れ・配分に関すること。
日本通運(株) 下関支店	083-266-1182	災害時における緊急物資、復旧物資等輸送に必要な貨物自動車の供給確保に関すること。

6 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	連 絡 先	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
サンデン交通(株) 長門分所	26-1735	1 旅客の安全確保に関すること。 2 避難者、救助物資の輸送の協力に関すること。 3 輸送施設、設備の防災対策及び復旧に関すること。
防長交通(株) 仙崎出張所	26-0803	
長門市医師会	22-4017	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。

7 公共的団体

機関の名称	連 絡 先	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
山口県農協	長門統括本部支所 22-8870 深川支所 22-2510 仙崎支所 26-0614 俵山支所 29-0211 三隅支所 43-0411	被災者への融資の斡旋、資金の導入並びに生産資材、被災者用物資等の確保、協力に関すること。

	日置支所 37-2345 油谷支所 32-1121 向津具支所 34-1114	
山口県漁協	長門統括支店（仙崎） 26-1313 湊支店 22-0321 通支店 28-0311 野波瀬支店 43-0631 小島支店 43-0757 黄波戸支店 37-3111 掛淵支店 32-1131 津黄支店 32-1146 立石支店 32-1147 大浦支店 34-1010 川尻支店 34-1121	被災者への融資の斡旋、資金の導入並びに生産資材、被災者用物資等の確保、協力に関すること。
長門商工会議所	22-2266	被災者用物資の確保の協力に関すること。
ながと大津商工会 本所・三隅支所	43-0033	
山口県西部森林組合	長門支所 22-2001	林野防災及び災害対策用木材等の確保、協力に関すること。
長門市社会福祉協議会	22-8294	防災及び災害救助活動の協力に関すること。
長門市連合婦人会 （教育委員会地域連携 教育推進課）	23-1173	

8 市民・企業のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
市民	1 災害を防止するため相互に協力するとともに、各々で実施可能な防災対策を講じること。 2 市及び県が行う防災事業に協力し、市民全体の生命、身体、財産の安全の確保に努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院、スーパー、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 （１）所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 （２）利用者の避難の誘導、安全対策の実施に関すること。 2 石油類、高圧ガス、毒物、劇物等の貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 （１）所管施設の防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 （２）施設周辺の住民に対する安全対策の実施に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 （１）所管施設の防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 （２）施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
その他の企業	市及び県等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るため概ね次の事項を実施するものとする。 1 従業員及び施設利用者に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備及び備蓄

第2章 長門市の自然条件と自然災害

第1節 地勢の概況

第1項 地勢

市の面積357.94平方キロメートル。

現市役所の位置（東経131度11分 北緯34度22分）を中心として東西に40km、南北に20kmに広がり、ほとんどが山地をもって形成され、平坦地は少ない。東に萩市、南西に下関市、南東に美祢市に接し、北は日本海に面している。当地区の山地は、下関市との境に標高691mの天井ヶ岳を最高に標高600～700mの山が連なり険しい山相を形成している。平野部は、深川川、三隅川、掛漕川を中心に広がっている。

第2節 気象と自然災害

第1項 気象の概況

日本海式気候に属し、対馬海流の影響を受け、年平均気温15～16℃、年間降水量1,700～1,900mm程度で冬季は山間地で積雪もみられるが、沿岸・平野部では少なく、日本海沿岸では比較的温暖な地域となっている。

第2項 風による災害

本市における風による災害は、主として台風によるものである。台風が九州の西から対馬海峡を通過し、日本海へ抜けるとき、最も大きな災害が発生している。

また、冬期に長門・萩など県の北部では、黄海や日本海を吹き渡る北西の季節風をまともに受けるため風が強く、急に吹き出して長時間続くことが多く、海は大しけになり船舶の遭難に結びつくことがある。

第3項 雨による災害

本市における雨による災害は、台風と梅雨時期の集中豪雨によるものが多い。

台風による災害は、台風が九州西方海上と四国西部との間を通過するとき多く発生し、とくに県の西部を通過する場合に最も大きな災害を与えている。ことに近年では、平成21年7月21日の豪雨、平成25年7月28日の大雨と、梅雨前線の影響により、記録的な豪雨が発生している。

また、集中豪雨は、優勢な前線が山口県を通して東西に延び、停滞するときに起きるもので、この場合前線は九州南部に大雨を降らせ、北上するものが多いので注意を要する。

本市の最近の降雨量は資料による。

〔資料編〕1-2-1 …長門市の最近5年間の降雨量

第4項 雪による災害

本市における雪による被害については、あまり記録がないが、平成12年1月の豪雪時には、沿岸・平野部で積雪量が60cmに達した。また、平成22年3月10日の暴風雪では、長門市の主要道路の交通障害が発生し、俵山・日置地区では雪害に伴う停電が発生した。洪水・俵山地区においては、特に豪雪による交通マヒ、住宅の崩壊等の発生が予測されることから、雪による災害についても注意を要する。

第3節 事故災害

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、海上災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても一層の充実強化が求められている。

第3章 長門市の地震環境と地盤

第1節 地震活動環境

第1項 活断層

山口県における活断層の分布は、「新編日本の活断層」（活断層研究会 1991年）によると、別図1のとおりとなっており、その概要は、別表1のとおりである。本市周辺には、「活断層であることが確実」である確実度Ⅰの活断層の菊川断層が下関市豊浦町から下関市菊川町を北西から南東方向に分布している。

さらに、「活断層であると推定される」確実度Ⅱの活断層である渋木断層が存在する。

第2項 地震活動

歴史地震（昭和以前）については、「新編日本被害地震総覧」、「山口県の過去300年の地震記録」等により、県内では、「1707年 防長の地震」、「1793年 長門・周防の地震」、「1857年 萩の地震」、「1898年 見島の地震」が、また、周辺地域では、「1676年・1778年・1859年のいずれも石見の地震」があげられる。

また、気象庁資料が整っている1923年8月以降についての、本県周辺の被害地震の発生傾向をみると、島根県東部・日向灘において繰り返し発生している。本県は、ユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートが日向灘から奄美大島近海にかけて九州の下に沈み込んでおり、その沈み込んだフィリピン海プレート内部でも地震が発生しており、特に伊予灘、豊後水道及び国東半島にかけては、深さ120km程度までの地震活動が活発で、時には被害を伴う地震が発生する。山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997年6月25日には、県北部を震央とするマグニチュード6.6の地震が発生し、また、2001年3月24日には安芸灘を震央とするマグニチュード6.7の地震が発生するなど、本県における地震被害が少ないことを保障するものではない。

第2節 地盤挙動

第1項 山口県の地質特性

本県は、本州の最西端に位置し、さらに、日本海、響灘、周防灘に面し、三方に海岸線をもっている。総面積は、約6,100km²、全国土の1.6%を占める。地質学的には、西南日本の内帯に位置し、古生代（約4億3千年前）から第四紀（現在）に至るいろいろな地質時代に形成された様々な種類の堆積岩、火成岩及び変成岩からなり、それらが複雑にからみあった地質構造を形成している。

この複雑多岐にわたる地質も大局的にみると、三つの地域、周防地域（東部地区）、長門西部地域（西部地区）及び阿武地域（北部地区）に区分される。

長門西部地域は有名な秋吉台が古生代石灰岩で構成され、その周囲を古生代碎屑岩としてのペルム系大田層群、常森層、別府層が取り巻き、さらに、西部には中生層が広く分布している。この中生層を切って、長門構造帯構成岩が、北東－南西方向に狭長に露出することも特徴である。

また、山陽・山陰部には、宇部層群などの第三紀層が点在し、向津具半島の油谷湾層群の上位には、新生代火山岩の山陰火山岩類が覆っている。

第2項 長門市の地盤特性

古生代、中生代、新生代の地層が広く分布し、複雑な地質構造となっているが、このうち、中生代の関門層群に属する砂岩、頁岩、礫岩及び凝灰岩は、比較的ぜい弱で、風化して粘土が生成される。向津具半島の第三紀層は、地すべり地区に指定されている。



別表 1

山口県活断層データ（1991年「新編日本の活断層」から）

番号	断 層 名	確 実 度	活 動 度	長 さ km	走 行	傾 斜	番号	断 層 名	確 実 度	活 動 度	長 さ km	走 行	傾 斜
1	小方ー小瀬断層	I	B	26	NE	NW	9	大原湖断層	III	B	22	NE	
2	岩国断層	I	B	10	NE	NW	10	岩波断層	II		6	NNW	
3	廿木山断層	I	B	4	NE		11	黒川断層	II		3	NW	
4	小畑断層	II		10	NE		12	渋木断層	II		15	NE	
5	長野断層	II	B	3	NE		13	江良断層	II		9	NNW	
6	熊毛断層	II		17	ENE		14	菊川断層	I	B	27	NW	
7	徳山市北	II		6	EW		15	吉敷川断層	I	B		EW	N
8	三ヶ岳東方	III		9	NE		16	小倉東断層（周辺）	I	C	17	NNE	

第3節 想定地震と被害想定

山口県の地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計して取りまとめられた被害想定報告書による。

この取りまとめにあたっては、本県における地域特性を踏まえた被害想定を実施する上で、学識経験者、民間企業、NPO法人及び行政機関から構成する「山口県地震防災対策推進検討委員会」が設置され、専門的な立場からの意見等を得ながら検討が進められた。

その後、平成23年3月11日に震源域の長さが約400km以上、幅は約200kmで、最大の滑り量が20m以上であったと推定されるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」が設置され、本県で想定される地震が類型別に再検証された。

この再検証をもとに、平成24年4月に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」が設置され、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討も踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震や日本海側で最大クラスの津波を引き起こすと想定される地震の被害想定が実施された。

第1項 想定地震

1 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%の確立で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層（大竹断層、菊川断層、大原湖断層系）と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

2 日本海で想定される地震

本県の日本海側において、住民等の生命を守ることを最優先として、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を発生させる地震を想定し、被害想定を行った。

3 その他の断層による地震

上記の地震による影響が小さい地域においても、防災対策上の備えを行う必要があることから、文献等に記載された活断層等から、各市町で地震動が最大となる断層を抽出し、その他の断層として被害想定を行った。

4 想定地震の概要

(1) 主要な断層による地震

ア 菊川断層

県西部では北西－南東方向に走る『菊川断層帯』は、「菊川断層」と「神田岬沖断層」から構成される。このうち、「菊川断層」の活動性を調査するため、山口県防災対策専門部会などによってトレンチ調査が実施されている。

一方、国の地震調査研究推進本部では、「菊川断層」と「神田岬沖断層」を一連の断層として『菊川断層帯』として断層帯の長さを約44kmとしている。しかし、「菊川断層」と「神田岬沖断層」は確実度や調査精度の異なる断層である点、本県の防災対策専門部会の調査に基づき「菊川断層」は3つに分けられる可能性がある点等を考え、本調査では「菊川断層」のみを主要な断層による地震として設定する。したがって、断層諸元は「新編日本の活断層」（1991年）を参考に、「菊川断層」の断層長さ21km、M7.0と設定する。

イ 渋木断層

「新編日本の活断層」に記載されている断層で、長門市において地震動最大となる断層として設定する。断層諸元は「新編日本の活断層」を参考に、断層長さ15km、M6.8と設定する。

(2) 日本海で想定する地震

本県の日本海沿岸で最大クラスの津波を引き起こす断層として、科学的知見に基づき、「山口

県地震・津波防災対策検討委員会」が設定した「見島付近西部断層」及び「見島北方沖西部断層」に加え、国の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設定した「F60断層（西山断層及び北方延長部の断層）」のいずれも活断層型の地震を想定する。

ア 見島付近西部断層

地質調査所「海洋地質図」においては、見島付近に伏在断層及び推定断層が掲載されている。山口県地震・津波防災対策検討委員会においては、地質調査所の音波探査記録等をもとに、独自に断層モデルを設定し、断層諸元は断層長さ40km、M7.5と設定する。

イ 見島北方沖西部断層

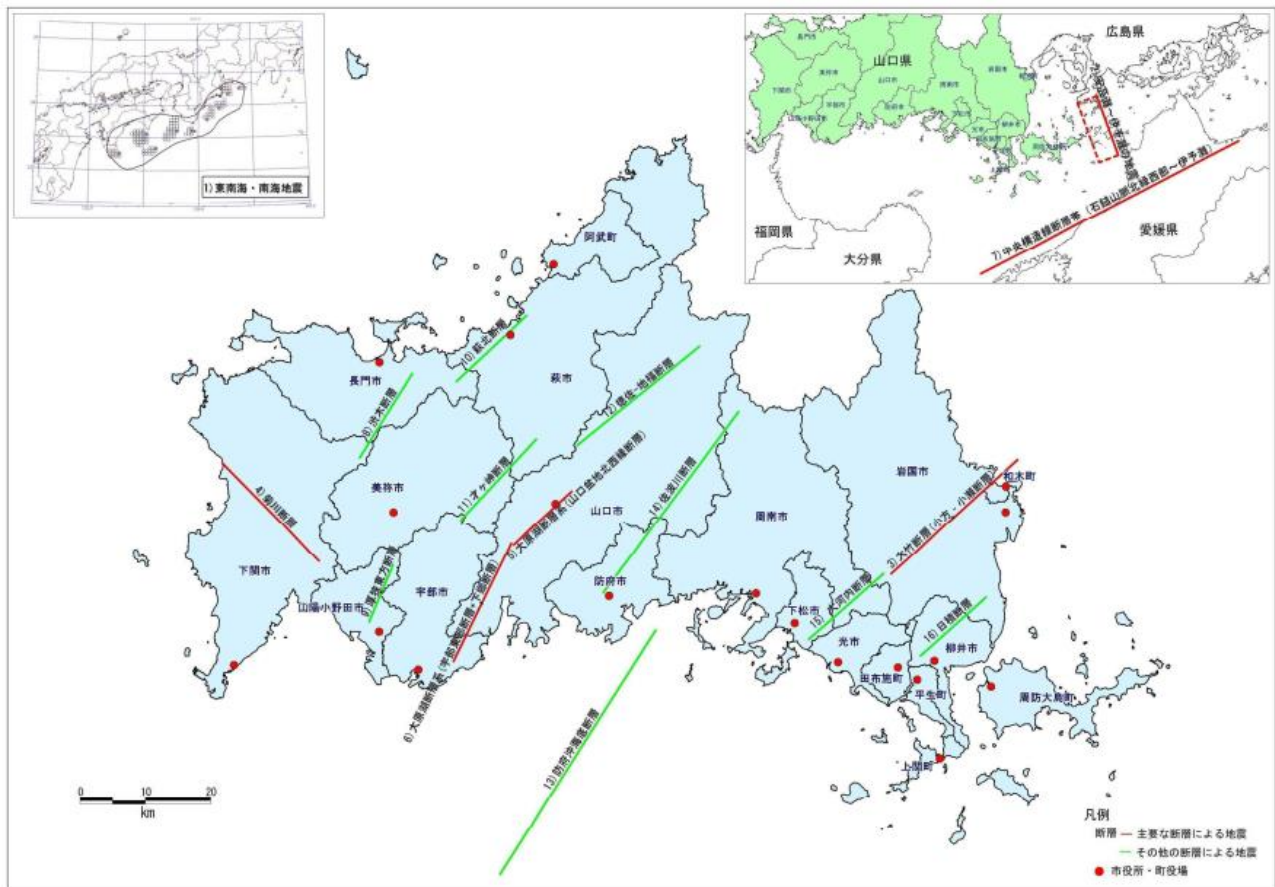
活断層研究会の「新編 日本の活断層」では、見島北方沖に推定断層とされる断層が掲載されている。山口県地震・津波防災対策検討委員会においては、地質調査所の音波探査記録等をもとに、独自に断層モデルを設定し、断層諸元は断層長さ38km、M7.5と設定する。

ウ F60断層（西山断層及び北方延長部の断層）

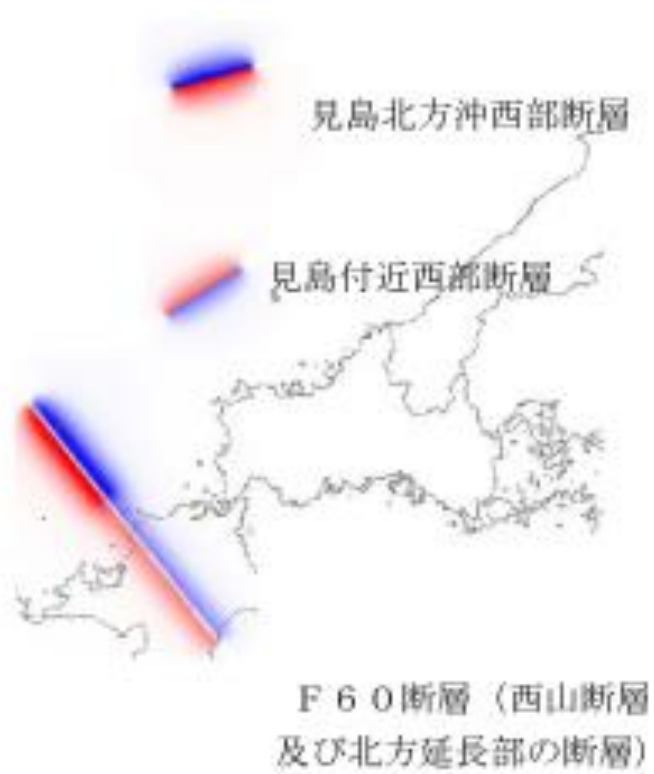
国（国土交通省、内閣府、文部科学省）が設置した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」においてF60断層（西山断層及び北方延長部の断層）が設定されている。西山断層帯は、地震調査研究推進本部の評価では、福岡県宗像市沖ノ島付近から朝倉市にかけて分布する活断層帯で、その形態などから、長さ約38kmの大島沖区間、長さ約43kmの西山區間及び長さ約29kmの嘉麻峠区間に区分され、全体としては約110kmの長さとなっている。

国の検討会では、海域と陸域を接続した上で北西方向に延長した、断層長さ137km、Mw7.59の断層モデルが設定されている。

<想定地震位置図>



<想定断層位置図>



第2項 被害想定結果

1 主要な断層による地震

報告書では活断層による地震について、菊川断層と渋木断層の二つの被害想定を行っている。

別図2の菊川断層、渋木断層地震予測震度による被害想定は、次表のとおりである。

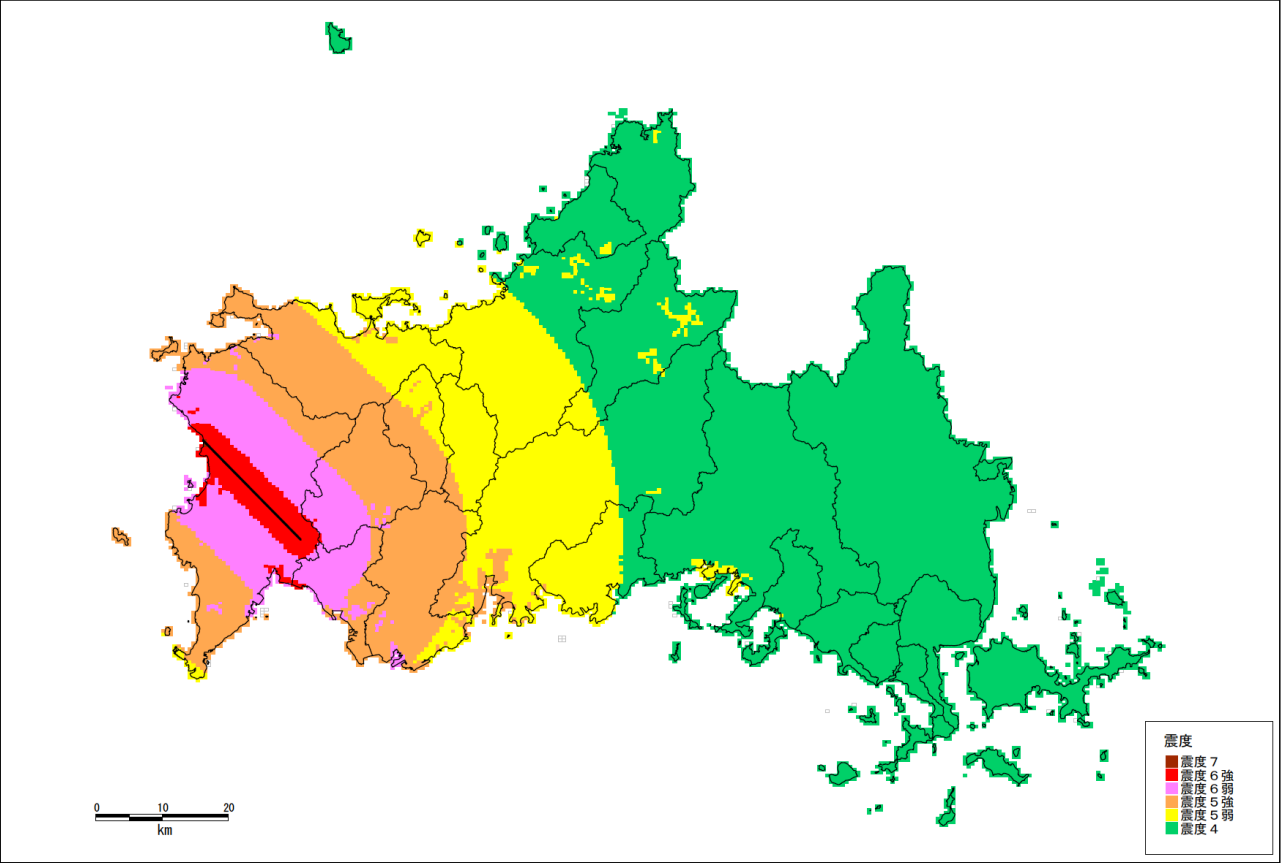
地震による被害想定(冬の昼12時、風速15m/s)

区分		建物被害状況												
		全壊棟数					半壊棟数					火災による建物被害		
		原因別				合計	原因別				合計	出火 件数 (件)	残出火 件数 (件)	焼失 棟数 (棟)
		揺れ	液状化	土砂 災害	津波		揺れ	液状化	土砂 災害	津波				
菊川断層	山口県	2,613	1,056	951	0	4,620	13,294	1,554	1,857	0	16,705	5	5	553
	長門市	0	3	157	0	161	74	5	365	0	443	0	0	0
渋木断層	山口県	179	374	358	0	911	3,456	553	760	0	4,769	0	0	0
	長門市	146	24	211	0	381	1,965	36	447	0	2,448	0	0	0

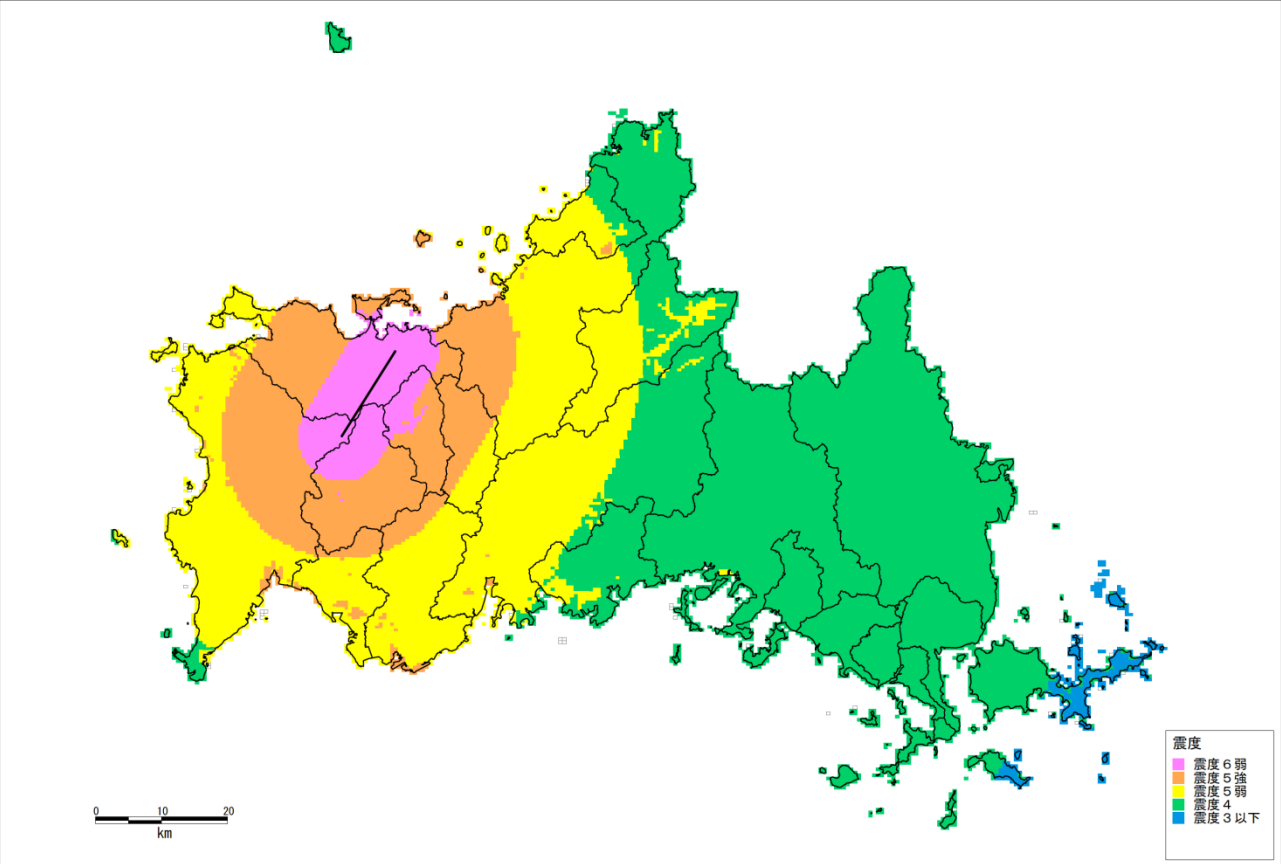
区分		人的被害											
		死者（人）						負傷者（人）					自力脱出 困難者
		原因別					合計	原因別				合計	
		建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	津波	その他		建物倒壊、 屋内収容物 移動・転倒	土砂 災害	火災	その他		
菊川断層	山口県	141	62	2	0	1	206	1,621	77	17	20	1,735	442
	長門市	0	10	0	0	0	10	8	13	0	0	21	0
渋木断層	山口県	15	24	0	0	0	39	326	30	36	0	362	24
	長門市	7	14	0	0	0	21	155	18	0	1	173	20

別図 2

・ 菊川断層



・ 渋木断層



2 日本海で想定される地震

想定項目		想定地震	見島付近西部断層	見島北方沖西部断層	F 6 O断層（西山断層及び北方延長部の断層）
		地震規模	M7.5	M7.5	Mw7.6
		地震タイプ	活断層型地震 （内陸（地殻内）地震）	活断層型地震 （内陸（地殻内）地震）	活断層型地震 （内陸（地殻内）地震）
地震動・液状化	最大震度		6弱 【長門市 5強】	4 【長門市 震度3以下】	5強 【長門市 4】
	震度6弱以上のエリア位置		萩市見島	—	—
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の0%	県全面積の0%	県全面積の0%
	震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の2.1%	県全面積の0%	県全面積の1.9%
	液状化危険度がかなり高い面積（PL ₁₅ ）		県全面積の0%	県全面積の0%	県全面積の0%
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩落	0箇所	0箇所	7箇所【長門市0箇所】
		地すべり	2箇所 【長門市1箇所】	0箇所	3箇所【長門市0箇所】
		山腹崩落	0箇所	0箇所	0箇所
津波	最高津波水位（代表地点）		T.P.+3.0m(阿武町) 【長門市 T.P.+2.9m】	T.P.+2.4m(阿武町) 【長門市 T.P.+2.1m】	T.P.+3.7m(下関市) 【長門市 T.P.+3.4m】
	最高津波の到達時間		45分 【長門市 30分】	89分 【長門市 97分】	50分 【長門市 65分】
	1cm以上の浸水面積（重ね合わせ）		1,396ha 【長門市 384ha】	1,396ha 【長門市 384ha】	1,396ha 【長門市 384ha】
建物被害 （被害が最大）	全壊の主な原因（割合）		津波(83%)【長門市津波(79%)】	津波(100%)【長門市津波100%】	津波(83%)【長門市津波100%】
	全壊棟数・焼失棟数（うち津波が原因）		69棟(57棟) 【長門市47棟(37棟)】	26棟(26棟) 【長門市10棟(10棟)】	352棟(293棟) 【長門市95棟(95棟)】
	【焼失棟数】		0棟	0棟	0棟
	半壊棟数（うち津波が原因）		1,576棟(1,516棟) 【長門市614棟(591棟)】	876棟(876棟) 【長門市295棟(295棟)】	3,379棟(3,192棟) 【長門市785棟(785棟)】
人的被害 （被害が最大）	死者の主な原因（割合）		津波（97%）【長門市津波(97%)】	津波(100%)【長門市津波100%】	津波（95%）【長門市津波100%】
	死者数（うち津波が原因）**		29人(28人) 【長門市29人(28人)】	14人(14人) 【長門市14人(14人)】	81人(77人) 【長門市40人(40人)】
	負傷者数（うち建物倒壊、津波が原因）**		23人(5人、17人) 【長門市18人(0人、17人)】	11人(0人、11人) 【長門市11人(0人、11人)】	14人(7人、2人) 【長門市2人(0人、2人)】
	重症者数（うち建物倒壊、津波が原因）**		7人(0人、6人) 【長門市7人(0人、6人)】	4人(0人、4人) 【長門市4人(0人、4人)】	4人(0人、1人) 【長門市1人(0人、1人)】
	避難行動要支援者**		0人	0人	2人
	自力脱出困難者*		0人	0人	0人
	津波被害に伴う要救助者***		2人	0人	18人
ライフライン施設被害	上水道（直後の断水人口）		236人【長門市17人】	0人	1,007人【長門市0人】
	下水道（直後の機能障人口）		185人【長門市148人】	0人	1,193人【長門市0人】
	電力（直後の停電軒数）*		231軒【長門市121軒】	32軒【長門市12軒】	897軒【長門市94軒】
	通信（直後の固定電話不通回線数）*		134回線【長門市70回線】	24回線【長門市9回線】	476回線【長門市62回線】
	ガス（直後の供給停止戸数）		0戸	0戸	0戸
交通施設被害	緊急輸送道路（被害箇所数）		3箇所	0箇所	7箇所
	道路（被害箇所数）	津波浸水域外	14箇所	0箇所	19箇所
		津波浸水域	14箇所	8箇所	19箇所
	鉄道（被害箇所数）	津波浸水域外	9箇所	0箇所	14箇所
		津波浸水域	3箇所	1箇所	7箇所
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）		0岸壁	0岸壁	3岸壁
生活支援	避難者（1日後の避難者数）*		24,648人【長門市4,029人】	19,594人【長門市2,563人】	34,816人【長門市4,562人】
	帰宅困難者数（平日の昼間）		7,613人【長門市1,282人】	0人	16,080人【長門市1,282人】
	物資不足量（1日後の食糧不足量）*		不足しない	不足しない	不足しない
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）*		不足しない	不足しない	不足しない
	医療機能支障（医療需要過不足数）		不足しない	不足しない	不足しない
その他施設等被害	石油コンビナート（被害箇所数）		0箇所	0箇所	0箇所
	孤立集落（孤立世帯数）		0世帯	0世帯	0世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設数）*		0箇所	0箇所	0箇所
	ため池（破壊による災害発生の危険度が高い箇所数）		0箇所	0箇所	0箇所
	災害廃棄物発生量*	災害廃棄物	0万トン	0万トン	4万トン
		津波堆積物	23～50万トン	11～22万トン	31～66万トン
	道路閉塞（道路リンク閉塞率）の多い市町		—	—	—
経済被害	直接被害*		297億円【長門市139億円】	148億円【長門市58億円】	766億円【長門市180億円】

※ 被害は山口県全域での集計値

※ * : 何れの条件でも同じ被害量

※ ** : 冬の深夜かつ風速15m/sの場合の被害量

※ *** : 夏の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量

※ **** : 冬の夕方18時かつ風速15m/sの場合の被害量

第4章 長門市の既往津波と津波浸水想定

第1節 既往津波

総延長約1,500kmの長い海岸線を有する本県の沿岸は、日本海側と瀬戸内海側に分けられ、瀬戸内海沿岸では、南海トラフで発生した1707年宝永地震をはじめ、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震及び日向灘で発生した地震により津波が襲来した記録が古文書等に記載されている。

また、日本海側沿岸では、日本海東縁部で発生した1983年日本海中部地震や1993年北海道南西沖地震による津波の記録の他に、古文書等に1026年万寿の地震や1872年浜田地震、1898年見島地震による津波が襲来したとの記録がある。

第2節 津波浸水想定（日本海沿岸）

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）に基づき、国土交通省が作成した「津波浸水想定の設定の手引き」に沿って、県が堤防条件等の設定や日本海沿岸における最大クラスの津波の選定を行った。

第1項 堤防の条件等

- 1 海岸構造物のうち護岸や防波堤などのコンクリート構造物は、地震による震度4以上の揺れで全て破壊され、機能しないものとした。
- 2 盛土構造物の海岸堤防等は、地震による震度4以上の揺れで地震前の25%の高さまで沈下するものとし、津波が越流した場合は、全て破壊され機能しないものとした。
- 3 初期潮位は満潮位とした。

第2項 最大クラスの津波（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）をもたらすと想定される地震

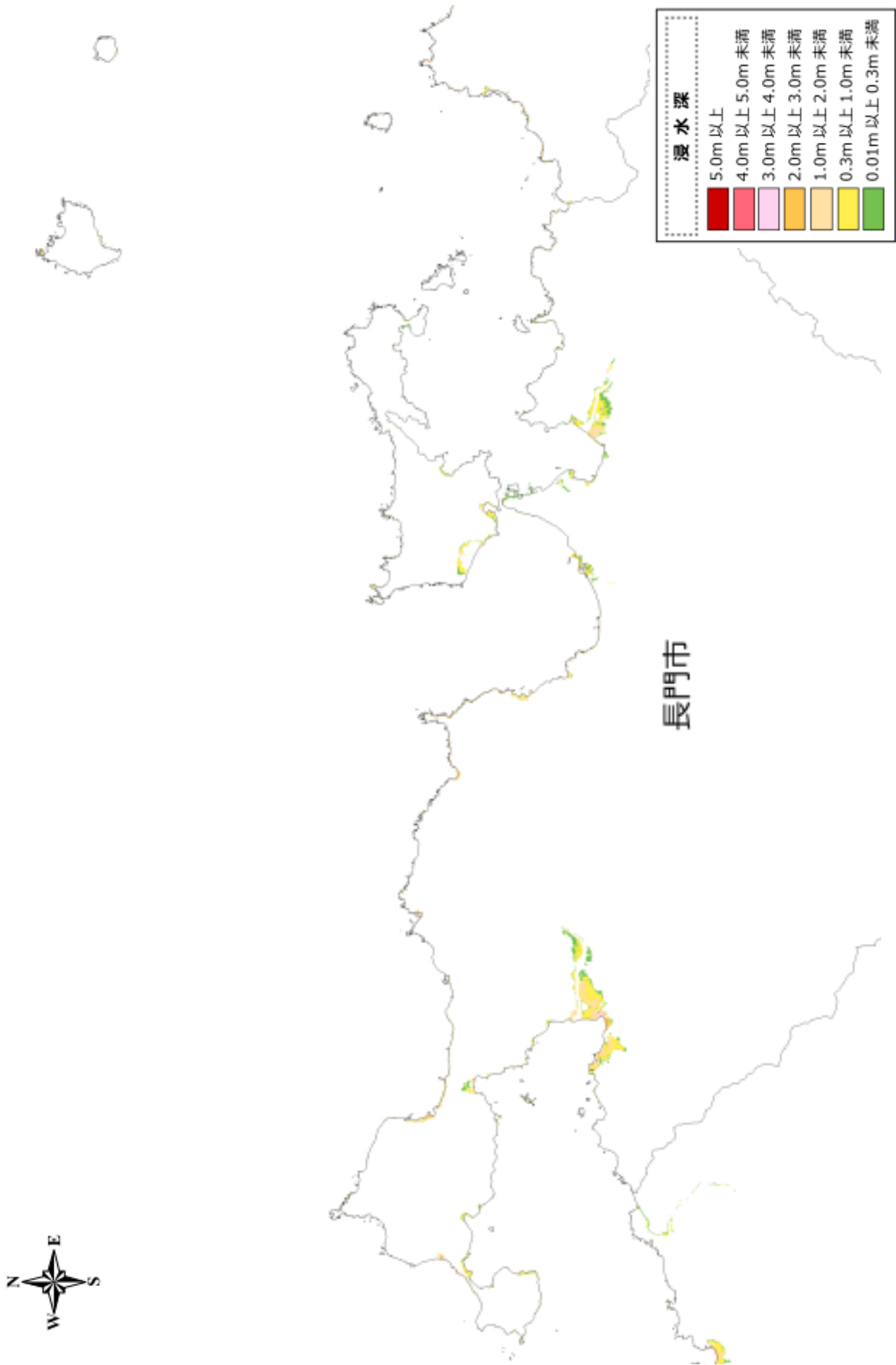
- 1 見島付近西部断層 規模： M_w （モーメントマグニチュード）＝7.16
- 2 見島北方沖西部断層 規模： M_w （モーメントマグニチュード）＝7.13
- 3 F60断層（西山断層及び北方延長部の断層）※ 規模： M_w （モーメントマグニチュード）＝7.59

※ 国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設定した津波断層モデル

第3項 津波浸水想定図（浸水域・浸水深）

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、津波別に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）の中で最も大きい値を示したものの。

山口県津波浸水想定図（日本海沿岸）



第4項 浸水面積

(単位：h a)

市名 \ 浸水深	1 cm以上	30cm以上	1 m以上	2 m以上	5 m以上	10m以上
長門市	384	293	132	36	*	－

※見島付近西部断層、見島北方沖西部断層及びF 6 0断層の地震による最大の場合

※「*」は1ha 未満、「－」は浸水なし

第5項 見島付近西部断層、見島北方沖西部断層及びF 6 0断層の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間

各港湾・漁港区域内の代表地点（背後に家屋等の多い地点）における最高津波水位等

漁港名	見島付近西部断層					見島北方沖西部断層					F 6 0断層				
	最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響		最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響		最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響	
	(T.P.m)	うち(m) 津波波高		開始時間(分)	下降 上昇	(T.P.m)	うち(m) 津波波		開始時間(分)	下降 上昇	(T.P.m)	うち(m) 津波波高		開始時間(分)	下降 上昇
掛洩	2.1	1.2	48	44	下降	1.6	0.6	95	76	上昇	3.4	2.5	65	47	下降
川尻	2.9	2.0	30	28	下降	1.8	0.9	75	60	上昇	1.8	0.9	53	45	下降
黄波戸	2.4	1.5	45	35	下降	2.1	1.1	97	65	上昇	1.7	0.8	64	56	下降
湊	2.8	1.9	43	39	下降	1.4	0.5	94	70	上昇	2.3	1.4	70	57	下降
仙崎	1.7	0.8	55	53	下降	1.8	0.9	119	75	上昇	1.5	0.6	86	72	下降
野波瀬	1.7	0.8	69	50	下降	2.0	1.0	110	74	上昇	1.5	0.6	98	68	下降

※「最高津波水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第2位を切り上げ。

※「津波波高」は、津波水位から初期水位を引いたもので、地震による水位変化の値。

※ 到達時間、海面変動影響開始時間の値は、小数点以下第1位を切り捨て。